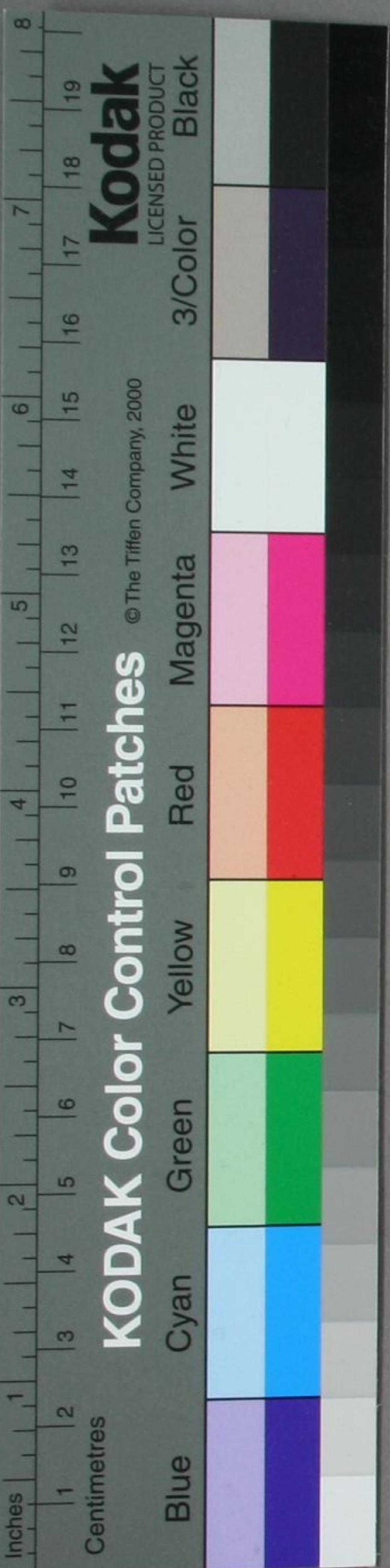
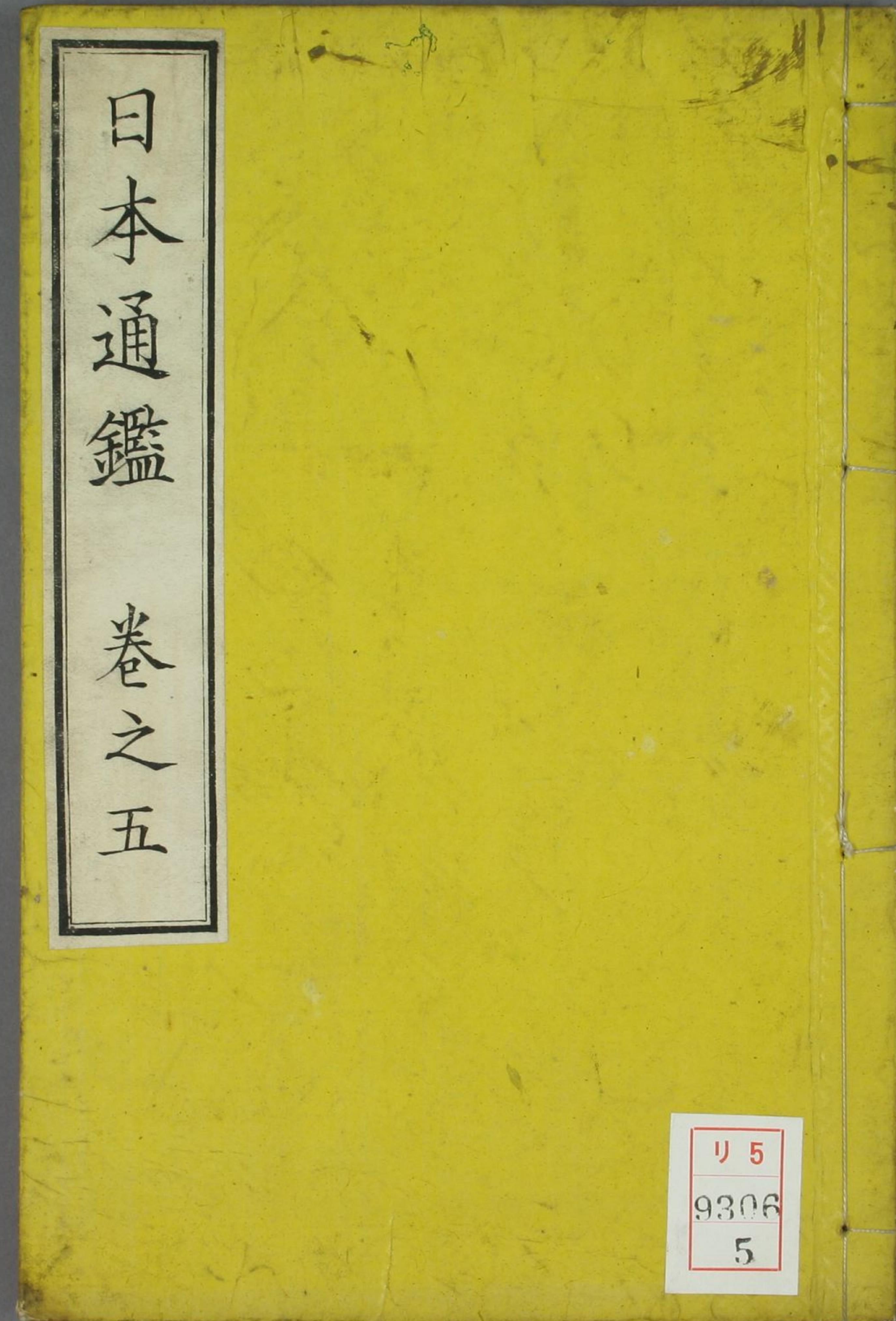


9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3

リ 5
9306
5

日本通鑑 卷之五



杉浦重剛 辰巳小次郎
棚橋一郎 松本愛重 合著

日本通鑑

棚橋氏 藏版
哲學書院發行

日本通鑑卷五

東安三傳
西元一九四九年
印

白河天皇
かる性剛
先帝の抑裁
乗じ遂ふ
此至り
然れど天皇の權柄收攬せらるたる爲めに天
下政事弊を匡救せらるんとの觀慮に出でたま
日本通鑑

門
龍
卷
2
9306

門リ
號 9306
卷 5



日本通鑑卷五

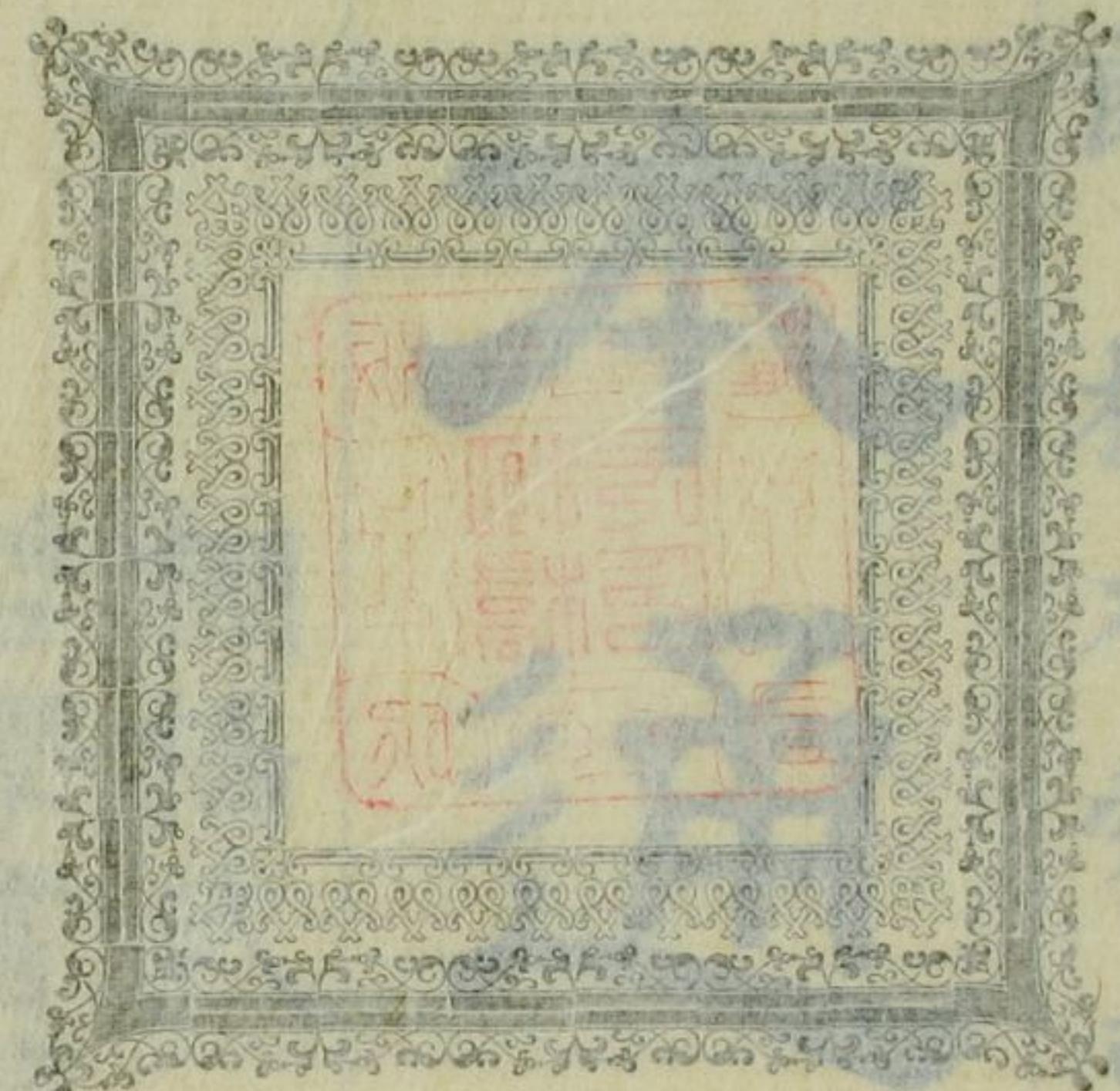
本紀第五

白河天皇紀元一千七百三十三年戊以て位に即
かる性剛健頗る後三條天皇純風より藤原氏アサヒが
先帝の抑裁に遭ひて大に其權力を失ひたるふ
乘ド遂ふ全く其政柄或收免復樞機カタマリも與から
めば數百年來相家に歸したる刑賞黜陟シテ權クニ
此ハ至りて再び帝室に復したり
然れど天皇ミツコウ之權柄或收攬せらきたるハ蓋ハシメト天
下シテ時弊を匡救せらきんとの観慮に出でたる

昭和

41年12月20日

原 安三郎ヒサシロ氏ヒヨウ贈スル寄シテ



ふあらば畢竟私欲成遂ばんが爲ありしのば讓位成後を猶不之成失ハんと成惜ニ院廳別に別當判官代北面等を置き崇徳天皇成大治四年に至る迄悉く天下諸事成決せられしげ其間奢靡成極め土木成究極せらきたるのみふらば事多くハ私に成りたる成以て上皇と天皇との間も自から相協ハざることなり天下大亂成基とあきり

是より先藤原氏卿相成私一有力ある人士成ノ其志成得せしめざりのあらば地方の衰

弊成顧ニざ至りのば心ある者の當時勢の盛ある僧門に歸して顯榮成恣にせんと欲し無賴の徒ハ佛寺に入り其罪戾成免れんと欲し寺院に投する者極めて多く寺院諸勢力ハ恰を封建諸侯の如く興福寺園城寺延暦寺等成僧徒ハ聊か事成意に満たざるをあきび忽ち神輿を奉ドて大闕若くハ關白の邸に迫り互に攻鬪して近畿成噪擾せしむるを亦數がありしげ天皇の故に佛法を尊信し或ハ金字成大藏經を書し或ハ佛像佛畫成作り或ハ寶塔小塔成立て甚しき

ノ本通鑑 卷五
ハ民間徒殺生戒禁ト漁網戒焚き法勝寺に幸
て千僧に讀經して夫徒金字の大藏經戒慶せ
めんと欲レ兩に逢ひて果さざりレ戒憤り命ト
て雨水戒盆中に盛り之を獄に下レ我國徒舊典
を破り國司徒官を賣り以て佛事徒財用を助け
父子三四人同時に之より任せらるゝを更に之を
省ミざるに至りたまバ僧侶ハ此機ム乘ドテ益
す其恣横戒極めたり然モ文弱徒朝廷ハ之を如
何とももむと能ハビ僅に武門の力戒借りて之
を制レ空く鴨河水雙六乃塞山法師ハ朕が意

の如くあらざる者なりト徒歎戒發せらるゝ
ミナリキ天皇ハ石清水比行幸み源義家戒扈從
せしめらきたるハ蓋レ之を以て山法師に備へ
らきたるありと云ふ武門武士徒勢益を强大を
致したるを亦全く之に由きリ
斯の如く武門武士ハ僧徒徒暴横ありトび爲に
益を其力戒養ふと戒得たるに際レ應徳二年
出羽守長清原武衡家衡等亂戒作レ清衡と力
戒併せて武衡徒兄武貞の子にて武則徒孫ふ
る真衡を攻めレバ鎮守府將軍陸奥守源義家

ハ真衡マツイシ城助マツイシヨウスと武衡等マツイシヨウドウを討トドケト堀河天皇の寛治元年に至り漸く之城平ハラハラバたり此清原氏クイヘイジハ武則ムジガ安倍貞任等アメニヤマサトシ等城討マタマタハラハラトたる功コウを以テく鎮守府將軍に任せらマタマタハラハラタる以來代々奥羽に勢威セイエイを振ヒひ其一族皆豪族カウゾクありトかば亂ランを作トシメルをふ及びて義家ギヤクガを頗ハサハサる之に困ハラハラト弟義光ギヤクコウ官クワン城棄ハラハラト來カムり助マツシキくるみ由ハシマリりて僅ハシマリに之城平ハラハラげたる程ハシマリあれバ源氏ヨシキ之に克ハシマリちて得ハラハラたる所ハシマリ名聲マシシヨウハ殊ハシマリに高ハシマリかハシマリりしに其の武衡マツイシ家衡マツイシヤクの首マツシキを斬ハラハラりて之を京師カイジに奉ハラハラり賞マハラを請ハラハラひんとをるに及びて朝廷カイホウハ之城惜ハラハラミ

私鬪マツシキとあハして之城省ハラハラきらきざりトあハバ源氏ヨシキハ止ハラハラ城得ハラハラぞトく其首マツシキ城棄ハラハラて私ハシマリふ賞マハラを行ハラハラひて將士マツシキ城縫撫ハラハラせトしげ故ハシマリに將士マツシキハ益ハシマリを朝廷カイホウ失政ハシマリを憤ハシマリほハシマリり源氏ヨシキ殊恩威ハシマリに服ハラハラト之トが爲ハシマリ忠ハシマリを盡ハラハラを城ハラハラ以テて限ハシマリりあハシマリきハシマリ名譽マハラとトきるに至ハラハラり愈ハシマリよ源氏ヨシキの武力マツシキ城盛ハラハラあらトめたり是トを後ハラハラ三年の役ハラハラと云ハラハラふ斯ハシマリの如ハシマリく源氏ヨシキハ東國カイホウに於ハラハラ人心ハラハラ城收攬ハラハラト其勢マツシキ力マツシキ城養成ハラハラをるに際ハラハラ一平氏ハラハラを亦延暦寺ハラハラ興福寺ハラハラ等ハラハラ城僧侶ハラハラ兵マツシキ城構ハラハラへト京師カイジを騷擾ハラハラせトむるを制ハラハラリ源義親ハラハラハ鎮西カニシ城劫掠ハラハラト次ハラハラで隱岐ハラハラの流所ハラハラを脱ハラハラ

して出雲に入り兵戎擧げたるを討トたる等の功を以テ朝廷に信任を得西南諸國人心を收免ありしが忠盛が山陽南海の賊を平ガ次で鳥羽上皇を寵遇を受け得長壽院を督役其功を奏したる乃故を以テ但馬守に叙レ昇殿を聽さるに及び其勢益を強く聲望反りて源氏を上ふ出でんとするの状體ありき然きど源平ニ氏の勢力が强大を致スルハ獨り僧侶純暴横と地方純反亂とが之成シテ然らに失たるふあらば天下純武士がニ氏ふ隨屬し

たる以來の從來朝廷并に藤原氏乃指顧は從ひ居たる源平氏ハ漸く其命を用ひ法禁を破りて事を行ふに至りたきど朝廷を藤原氏を共ノ之が備を怠たり之成見ると恰も對岸の火成見るが如く自家の安然とリ奢靡修飾を事とあり遊宴佚樂に耽り居たるに由る所あらび然りとく朝廷及び藤原氏の處置が之成して充分に機會を得セムるに非ざれば彼輩を亦容易よ其志を得テ朝權を奪取するを得ざりしからんふ朝廷あり藤原氏あり失策之上は失策を重ね

終よ復如何とぞきづからざるに至りあるひ實に惜むべき事ありき

初め堀河天皇政事に志あり白河法皇の在はれ
を以て意の如くあらび關白師通源俊房藤原
通俊大江匡房藤原季仲等あるを終よ其用を為
さしむるを能ひに快々病を爲して崩じ法皇則
ち鳥羽天皇立す猶石万機を親ら一中宮璋子
は崇徳天皇生むに及び之を迫りて位を譲ら
しめらる然るに中宮へ先に宮中より養ひ法皇
は私まる所とあり然る後に天皇は配せらま

崇徳天皇を生れたる者あるが故に天皇の崇徳
天皇は己の子に非ざると疑ひ之を愛せられざ
りかば法皇は崩むるに及び上皇を以て代り
て萬機を總裁し其の愛幸をも所は美福門院が
生む所乃皇子近衛天皇を立て、崇徳天皇の太
子をふゝ幾をあく迫りて位を譲らしめらる崇
徳上皇意頗る不平あり近衛天皇が幼弱を以て
崩むるに及びて窮に重祚を希ひ又其皇子重仁
親王は登位を望する美福門院近衛天皇乃崩御
を哀え崇徳上皇叱致を所とあし鳥羽法皇

に勧めて故に後白河天皇を立て保元元年鳥羽法皇殂崩する際遣詔と称して崇徳上皇は臨喪を拒みて之を激を上皇大に怒りて宮に歸り窓に兵力を以て志成さんとを思ふ是を至先藤原忠實其女を宮に納まざれの故成以て罪成白河法皇に得關白成其長子忠通に譲りて宇治の屏居を其次子賴長博學にして奸才あり窓に兄成退ぞれく其職に代へらんと欲して數ば忠實は言ふ忠實其愛に溺き之を鳥羽法皇に請ふ忠通賴長は凶險を奏して之成阻む忠實大ふ

怒りて忠通氏長者成奪ひ之成賴長小授け又其邑を奪ひて之を法皇に獻ぐ由りて請ひて賴長をして太政官文書を内覽せしむ賴長猶ほ以て足きりとふさび必らば忠通成退んと欲し兄弟益を相善らむ上皇則ち窓に賴長を召しに謂ひて曰く重仁は登位の獨り朕が望む所よからば天下衆望成歸くる所たり然るに法皇之成捨てゝ非文非武也小子成立つ朕豈黙視をす爾忍びんや今や天下人心の陶々たる乗じ大事成舉げんと欲を足下みて如何とあまと賴

長以す其意を達するの好機とあし頗る之成贊
成を上皇終に志成決し密に兵を召を謀泄る天
皇大ふ驚き急成美福門院を告ぐ門院則ち平清
盛源義朝等を召し自ら衛り天皇を奉じて
高松殿に遷る上皇之を聞き源爲義平忠正等
城召を爲義辭をきど可うび則ち止を得ば其
子六人と共に至り策を獻ト曰く本宮白河殿と云ふ垣
單にしき溝淺一寡兵能く守る所小河より速
よ南都に幸一事若し成らむんば関東よ走里再
舉を謀るに如くびと其第八子爲朝脅力人に絶

謀略あり亦策を獻ト曰く臣嘗て鎮西に在
り菊池原田比諸黨と大小数百戦寡兵以衆に
敵する夜攻に如くひふし今夜直に高松殿を
襲ひ火成三面に放ち之城一方に要きば臣が兄
義朝能く戦ふべるを決し之城拒ぐと能ひ
ざらん乃ち天皇成此に遷し陛下を禁内奉ぜ
ば事忽に定まるを得ずし賴長曰く明日南都
諸僧兵が到達する城待ち事成議あるを遲一
とあさびと終に其策に従ひ爲義等事成ら
ぎるを知り兵成分ち諸門成守る爲朝退ぞき

賴長を罵りて曰く長袖疎者何んぞ兵を知らん
家兄謀略あり必らず我策に出でん南都の僧兵
何んぞ之城恃むと城得んやと義朝清盛等果て
夜に乗トて白河殿を襲ひ爲朝等の能く拒ぐ
を見其の容易に勝ち難からんとを慮かり奏
して火城上風に放つ煙烟天に漲り宮内大に亂
れ復拒ぐべからば諸將終に上皇を奉トて走る
如意山より上皇事終成をべからざるを知り
諸將を散遣し獨り平家弘光弘を從へて京師
に入り雑髪して仁和寺に至る僧徒納れを天皇

之城聞き兵城遣ひて之を守り次で讚岐に遷
を賴長走りて流矢ふ中り忠實に就かんと欲を
忠實之城拒みて曰く何んぞ氏長者よして鋒鏑
に死する者あらんやと賴長乃ち舌城歟んで死
を而して朝廷猶ほ其黨與の縛に就かざると憂
ふ少納言藤原通憲權數あり策を獻トて曰く亂
黨は姓名城榜し其の流竄疎處所城明示せば必
らば之を致をとを得べしと朝廷之に從ふ果て
出でて降る者多く則ち悉く之城執へ因りて
其死を論を右大臣藤原雅實等之を爭ひて曰く

弘仁中藤原仲成を誅りて以來未だ嘗て朝臣の死を論ぜば况や時の諒闇に在るをやと通憲奏し曰く非常疎事宜を非常を以て之戒議をば一豈に前軌に拘泥りて後患戒遺をベルんやと天皇終は之小從ふ爲義忠正等を亦降者の中に在り義朝已疎功を以て父疎罪戒購へんと請ふ清盛叔父忠正と隙あるを以て之を斬り故に朝命を重んずる爲して朝廷戒動かき朝廷果りて義朝の請を聽さば命下て爲義を斬らしむ義朝止を得ず其臣鎌田政家をりて之戒誘殺せし免

井せて其幼弟を殺し之戒保元疎亂と謂ふ是より先爲朝逃きて近江に在り是に至りて又捕へらる朝議其勇武を惜し之戒伊豆疎大島に流げき爲朝幼にりて多力猿臂能く射る諸兄を凌轢す父爲義之戒逐ふ爲朝則ち鎮西に至り其徒を嘯集志て將に九州戒呑井せんとに菊池原田疎諸黨終は制をると能ひて之戒朝廷に奏す朝廷爲義に命ト之を召志還さむ爲朝命を奉ぜば已小志を其父戒之が爲に官を剥がきあるを聞きて之を哀し終に京師に歸り因り天亂黨よ

入る茲に至りて悦びて曰く天子我に大島を賜ふと其近方五島を并有を朝廷狩野介茂光に命じて之を討ぜしむ則ち館を焚きて自殺を或ひ曰ふ爲朝實ハ遁きる琉球に入り之を征略を

抑も此保元之亂ハ朝廷多年の不攝養より發したる瘡疽が一時に膿潰志を復治すべからざるに至り武門を志す益を其自立精神を養成せしめたる者あきど當時ハ猶ほ幸に少納言藤原通憲如き才幹人に絶する者ありて或の大内

を造營し或の記録所を再置し或の内宴相撲の儀を復志す皇室式微を修飾したるのみあらむ源平氏両立互に相制する勢あるを以て若し朝廷にしよ少志く其間比制裁は注意し愛憎城以て事を處する如きとあくんば未だ遽み天下乃政柄を擧げて之を武門に委ぬるの極に至らざりしならんに天皇ハ遜位の後を猶不政柄を握り藤原通憲後に難髪して信西と称すを愛寵し其因縁を以て平清盛を厚遇し爲は再び大亂を致さたり今且つ其次第を審にせんに初め天皇藤

原信賴を愛し右衛門督とあき信賴満たむ窓にて大將たらんとと希望し之を天皇に請ふ天皇以て通憲に語る通憲則ち唐氏安禄山乃故事成圖して之を上り大に其不可を諫む信賴聞きて之を怨む此時に當り源義朝保元氏亂に大功あり然そ平清盛が通憲に因縁し其賞却りて己の上ふ出でたるを見す之を疾し又通憲が之を鄙みて婚せば而して其子の爲ふ清盛の女を娶りてゐるを啣む信賴之を知り終に勸免て共に反戦謀り二條天皇祐平治元年清盛が熊野より詣する

虚に乗じて大内城襲ひ後白河上皇を幽し天皇を遷し通憲の第戎焚き其の走戦追ひて之を石堂山に殺し自から大臣大將と稱し義朝戎播磨守とあし諸政を専決き朝廷祐公卿敢て與に争ふ者な志左衛門督藤原光賴獨り出でを信賴則ち詔と矯なり大に公卿を會し事戎議志由て之を促ぐを光賴是に於て其從者を戒めと曰く若一變へらば我首城以て免きよと遂に入り公卿皆信賴の下位に在るを見く曰く今日の朝班何ぞ異なるや吾ハ左衛門督あり理當に信賴

地上に坐をべーと進みて其坐に就き聲を勵む
く議をる所と問ふ衆皆屏息し敢く答ふる者あり
乃ち出で信賴院黨經宗惟方等を召し泣きて
之に謂ひて曰く汝輩通憲を疾むの故を以て猥
り小亂賊も與を大義を如何せん平氏還らば力
能く匡復せん狂賊久れと能ひざる奈り速よ
志を翻へてニ宮を保護せよと二人大悟り
窓に時を待ちて逃き出でんと謀る己も志も
清盛京小歸らんや途に變戎聞きゆ之を避れ
んと欲を其子重盛奮ひて之を諫め終に六波羅

院邸に歸室潛に人とりて事と窺ひしむ二人則
ち天皇を奉じて其邸に入り上皇を亦仁和寺より
逃る清盛等大に喜び勅を奉じて大内城攻む重
盛其衆を勵じて曰く年ハ平治なり地ハ平安あ
り我ハ平氏あり勝哉得んと必ちりと門を排し
入る是より先義朝の長子義平信賴に勧めて
平氏を安部野に要せんと請ふ用ゐらきば是に
至りて鎌田政家等十六騎と重盛大内の兵燧に罪らんと
懼れ偽り敗きて賊を誘ひ出一別に兵を遣り

く大内を取る義朝義平等其根據城失ひ進み
六波羅の郎を攻め清盛重盛等と戦十餘合遂に
大に敗き走る信賴乃ち仁和寺に至り哀伐上皇
に求む清盛等可かむして之を誅し其黨與五十
餘人城囚へ公卿以下七十餘人城貶す是を平治
元年也謂ふ義朝鎌田政家等と東走尾張に至り
長田忠致の家に投ド將に關東に赴かんと忠
致窃に計りて之を殺し首城京師に獻む義平飛
驛に走り更に其衆を聚む來り屬する者多リ義
朝死を聞き皆散む則ち服を變ド京師に

入り清盛を窺ふ事成らば一て縛きらき六條磧
に斬らる義平幼にノム强悍其叔父義賢と好ひ
産び攻免く之を殺を世由りて惡源太と稱を是
に至り平氏城郎を睨み曰く保元乱亂黨を
斬るに夜城以てを今乃ち白日に我を斬る平賊
何ぞ無狀あるや嚮に我言をノム行ひれノメバ
奴輩遺類あかるべきにモ遂に斬らる時に年二
十ありき義朝第三子頼朝時に年十三父に從
ひて走り迷ひて路を失ひ平宗清捕ふる所と
ある宗清之を憫ひ爲に清盛が繼母池禪尼に言

ふ尼則ハち清盛に告ハム之を宥め伊豆に流を
義朝死妾常盤殊色ナリ清盛之成納る其の生む
所の三子も亦故を以て報され僧とある源氏
族全く亡ぶるに至らざりハ蓋一之が爲ふ
りと云ふ

此の如くにハ源氏勢力衰へるより強盛
ある武門ハ唯平氏のニナリ互に相制くる乃
勢全く絶え一あが文弱死朝廷ハ益す之を馭を
る工能ハび藤原伊通の如き有爲士ありと雖
ども遂に如何とも志難く清盛の威權漸く熾に

トニ顯官美職ハ悉く其門に出るの状體とあり
天皇崩ドヨ六條天皇死即位せらるに及び内
大臣より進ミテ太政大臣とあり終ふ天皇を
く位成高倉天皇に譲ラメ第成西八條ふ造り
福原死別荘を興ト驕奢成極矣暴威成振ふに至
きり

清盛死權勢ハ其れ斯死如く強盛とありしが是
より以後ハ其暴横益を甚トヨ或ハ攝政基房
其孫惟盛死無禮を責免たるを憤り其車を毀ち
其從者を傷ナメ死或ハ童子三百餘人を撰び

梅枝を手にし京中と徘徊し以て己れを謗る者を執へしむる殊極に至りたまば朝廷の諸公郷中に之を惡む者多く高倉天皇承元年に藤原師光藤原成親藤原成經平康賴僧俊寛等數人共に謀り源行綱成引きく黨と爲し平氏成滅さんと成謀りたり然きど其事の行綱が事成らざらんと成恐きて清盛に自首したるより破れ師光等は或は殺され或は流に處せらきトゲ清盛の之に由りて益を法皇成怨之一旦の其子重盛殊極諫に由りて其志成翻へせしを後

三年重盛の薨ド復之成諫むる者あきに及び遂に法皇を鳥羽殿に幽閉し其親近諸公郷數十人成敗竄したり是ふ於て天平氏成憤る者愈よ多く清盛が安徳天皇を擁立を了に及び源賴政云ふ者其子仲綱と共に法皇成第二子以仁王に勧免し令城東國諸源に下し之成滅さんとせしを謀泄を清盛兵成遣し王比第を圍みしるべ賴政の王と共に平等院に退き宇治川成前にしく陣し平氏成軍二萬餘を大に戰ひしづ衆寡敵せしも皆敗死し王も亦た流矢に

中りて薨ドたり

然りと雖も天下人心の歸向をる所固より容易に防阻をべきふのらむ以仁王頼政等と事成らず一く遂に斃ると雖も教令の及ぶ所諸源競ひ起り頼朝ハ伊豆より義仲ハ信濃ミリ義經ハ陸奥より行家の尾張より皆兵城率ム西京師を襲ハんと一而一て平氏の諸將其征討に従事一ある者惟盛知度忠度以下諸將頻りム敗キ一ロバ四方の源氏に應する者益を多く平氏の勢ハ大に衰へたり

是より先清盛都城福原に移一延暦興福ニ寺院難城避ハ法皇を福原に幽志頗る之を虐遇を板屋三間膳を奉る日小ニ次人呼びく牢御所と云ふ至れり是に至テ藤原長方清盛に謂て曰く人皆新都城便とせば且つ公の法皇を幽閉をめたる所以あり今ヨリて人心を收めんと欲せバ須らく政を法皇に復ヘ一基房以下諸公卿を召還ヘ一以て其口實を絶つに如かばと清盛即ち再び舊都を復ハ法皇に復政を聽かむとを請

ひ以て其勢を回復せんと志たり
然きと平氏の其權勢成得一族同姓公卿とあり
若くハ昇殿と許さる者數十人に及び其采邑
海内に中べしたる以來藤原氏既古風成慕ひて
華美を競ひ驕奢に耽り之が爲に昔日の武膽成
失ひ風流に長トたる都人士とありて内部殊腐
廢殊に甚しくありたきバ養和元年清盛が熱を
病こゝ薨するに及びモや復東國武を専らにす
るの諸源を拒ぐと能ハモ義仲の城資永成越後
に破り惟盛通盛知度等を志勇山礪竝山に破り

次々更に惟盛を篠原に破りモ比叡山に陣する
に及びて宗盛の天皇及び建禮門院を奉り神器
を擁し宗族を率ゐて筑紫に移りたり

是より先賴朝鎌倉に在り府を開きモ東國を鎮
を行家絆洲股川に敗るや走りて之に歸り一
州を分領せんと請ふ賴朝許さば志太義廣も亦
賴朝に歸す禮せら被ぞ二人怒りて義仲に歸を
之に由りて賴朝義仲を疑ひ之を討たせと欲す
其の質子義高を致せるが爲に止む是に至りて
義仲平氏を追ひて京師に入り以仁王の子北陸

王を奉じて安徳天皇之後を承りし者んと欲に後白河法皇許さじて後鳥羽天皇を立てらる義仲大に怒り京師を抄暴し西征詔を奉ぜば法皇之よ苦々窮ふ賴朝に敕して之を討たしむ賴朝即ち二弟範賴義經戎遣へし京師に入らしむ義仲之戎聞き平氏と連和して之戎拒がんと欲に平氏可うば則ち法皇に迫りて征夷大將軍とあり範賴義經と大に宇治に戦ひ敗績し其將今井兼平等と共に栗津に死を此役や義仲の臣根井行親等義經の兵を宇治川に相拒え亂

箭雨疎如くに注く東軍戎將梶原景季先づ流を亂て進む佐々木高綱之戎紹きく曰く馬縄慢免りと遂に超えて先登を今井兼平義仲に從く栗津に戦ふ敵兵敢く當る者あ一大に呼ひて曰く少壯の武夫戎して死様を知らぬめんと乃ち刀戎含み馬より落て死を義仲の妻に巴字云ふ者あり勇悍善く戦ふ從ひて軍に在り畠山重忠之を生擒せんと欲して進み迫りて其甲袖を攫む巴袖を斷ちて退く遠江人内田家吉之を見く巴と相搏つ巴直に其首戎捉へく之戎斷つ世以て

美談と爲を

範頼義經既に義仲を滅ぼ此時に當りてや平氏先に義仲を遣せ所統將源行家等を破り又足利義清高梨高信海野幸廣等を斬り南海山陽諸國を服し行宮を讚岐守屋島に造り次々進みて天皇を福原守宮に移し城を築きく之に據る生田東門たり一谷西門たり兵勢大に振ふ則ち將に京師を襲へんと是に於て賴朝法皇の敕を奉り更に範頼義經に命じて兵六萬に將とて東西并ひ攻めしむ義經監軍土肥實平城にて兵

七千に將として西門に向ひて走而あらず自ら精兵三千戦撰を鶴越より間道其城後に出て東西二門戦方に酣あるに乘じて急に火攻縱ちく之と襲ふ平氏守軍敗走し師盛知章忠度經正經俊敦盛通盛業盛盛俊等皆戦死し重衡擒とある宗盛等倉皇天皇を奉りて屋島に走る源氏の軍之を追ひ範頼豊後にに入る義經渡邊福島に在り暴風戎侵し直ちに屋島戎襲へんと謀る監軍梶原景時義經に謂て曰く請ふ逆櫓戦設へんと義經可うば遂に五艦百五十騎を率ゐる尼子浦に

至り敵將田口良連戦擒に一進ニモ屋島戦攻め
因く火戦行宮小放つ平氏の軍皆か海に浮く
之を避ハ壇浦に泊キ義經進ニテ之戦攻む平軍
則ち天皇の船を遷リ欺きニ之戦擊たんぞ謀る
會ニ田口成良降リて義經の軍に在リ其謀を告
く義經兵戦麾きニ御舟を侵キ平氏の軍大に亂
キ内大臣宗盛權大納言知盛參議經盛右近衛中將資盛
言教盛權中納言知盛參議經盛右近衛中將資盛
左近衛中將有盛左馬頭行盛等戦死一二位尼天
皇戦抱き剣璽を狹みて海に没ビ建禮門院セ亦

自ら海に投キ東兵之を鈎リテ義經の舟に送ス
平教經悲憤に堪ヘモ義經と死を決せんと欲シ
胄を免メ鎧袖戦撤シ躍リて其舟に入ス義經逃
る則ち安藝家村と搏シ海に投リテ死を範賴義
經等凱旋を實ニ壽永四年三月あり

是より先キ賴朝威漸く盛あり心窃ニ義經等の
其兒孫に利あらざらんニ戦恐る是に至リモ義
經平氏を滅ブ威名正ニ熾あり賴朝益を之を忌
ム適ニ梶原景時策を容キられざりシ戦憤りモ
之を賴朝に纏キ而レモ義經の壇浦より京師に

歸るや建禮門院と舟を同く一頗る物議に觸る
是に於く賴朝其節度を奉ぜざり一と名と一義
經純宗盛清宗等を檻致一腰越驛より至るに及
び鎌倉に入る或許さに義經疏を上り情を陳き
賴朝終に聽かば宗盛清宗城引見一復義經に命
ト護り西に還ら一む義經快々とし去り篠
原に至り宗盛父子に義朝の墓を七匝せしめ
而して之城斬り遂に再び京師に入り行家等と
相往來一も窺に事を議を賴朝則ち土佐房昌俊
を京師に遣一義經を堀川邸に襲ふ義經之城覺

り昌俊を捕へて之を斬り法皇の宮より至り賴朝
を討める旨宣旨を請ふ右大臣藤原兼實奏一て
曰く追討純敕容易に下をべからば先づ賴朝に
義經若一罪あらば速に之を鎌倉に致一も誅せ
よ罪あくんが宜く之と和をべしと純敕を下し
賴朝の之を奉ぜざるに及びて初免く追討の敕
を下さば朝廷の成憲庶幾へ立たんと法皇聽か
む一も遂に院宣城義經に賜ふ之城賴朝全く天
下此權を掌握するの原因とあす

田ノ事は皆好んで容易に可成る。御内侍の事は
主に舊官吏が容易に可成る。御内侍の事は
下昌安の附へて多き禮也。天皇の宮も延

文明史

制度

白河天皇以後鎌倉開府迄の制度の表面上より
見れり前代の制度と多く異なる所ある所ありと雖と
を裏面に就きく之を觀るときも大に變化した
る者と云ひざるべからば抑、藤原氏の一度權勢
を握りしより前代官司の制幾んど廢き八省百
官の如き概ね名のみとなりしが天皇の上皇或
以て天下政權を掌握し院司の職制を改増せら
るに及び朝廷の官職愈よ虛名に屬したり此

院司の制ハ嵯峨上皇に始まり朱雀上皇の時大に増置せられ其章程畧ぼ禁中に同ドくあり志者あるが是に至り其權力却りく朝廷の上に出で職員の數を增加しく別當執事年預判官代主典代藏人廳官上下北面等とあり源平の武士をしく北面に候ぜし矣られたり然きど其實政權ハ官職に因らば其人に依りたるが故に當時機務に與かりたる者ハ何職に限らば才幹ある者にあらざきば則ち嬖寵ありき

刑法を前期と異あるとなし但し此時代ハ武人

の益を勢を占め武斷主義施行ハきたる頃あきハ刑罰の法を從ひて殘酷とあり信賴が信西を殺したる時にハ竹鋸を以て首を斬りたりと云ひ清盛が西光を殺したる時より先づ其口を裂き然る後之を斬ら一死たりと云ふ然きハ刑法濫ハ漸く甚だしく古ハ六議と云ふところでは弘仁の亂に藤原仲成が誅せらるゝ以來公卿に一死刑に處せられたる者ハ更に之あつり一保元の亂より數多被誅殺ありたり
租税の制度を古制ハ表面上のまゝしく其實全

く亂を公卿武門各莊園戦占有へ重歛を以て人民を苦めたり而して上皇を亦多く莊園戦置かれ一かば是に至りて公田の僅に國郡百分の一少より加ふるに白河上皇の佛法戦爲は數ば大土木を興し國家の窮乏を致せるに逢ひ人民の愈よ負擔に勝へざるの狀態となすたり兵制ハ前期より己に亂をたりしが當期より所謂る武門が朝綱廃弛に乗じ多く戦莊園を占めく從徒を養ひ勢を張りたるが爲に一層の亂を致し兵寇盜賊の事ハ一切源平二氏に委任せ

らるゝに至きり平氏戦勢力最も盛あり志頃にハ其採色三十餘國に跨り天下到る處に其從徒即ち郎黨家子を見ざるあきの姿ありき

宗教

朕が意の如くあらざる者ハ鴨川の水雙六戦塞山法師ありとも白河上皇が當時僧侶の横恣かるに苦々しく發せらきたる言あるぢ實に其歎辭殊如く延暦寺園城寺東大寺興福寺等諸大寺の僧侶の表に宗教戦假りて兵戈を事とし堀河天皇の時に佛門に歸したる皇子覺行戦以て法親

王とせらきたるより愈よ其勢と振ひ朝廷が兵仗を帶ぶるゝと戎禁ぜらきたるに拘へらば武門武士と相并びゝ暴恣戎極めたり然きバ佛法の盛に行ひきたるが如くあれど其實是等の僧侶の眞に教法戎知きる者にあらば加ふるに天下の漸く武人戎天下とあり不學無識ある者ぢ勢を占めゝあらば教法の要義戎解する者少ふく宗教としゝ戎勢力の却りく衰運に向ふの摸様なりき是に於て心ある僧侶の之戎歎き時世に相應せる教義戎説き以て之戎維持せんと欲し

崇徳天皇の大治二年に僧良忍と云ふ者融通念佛宗を唱へ大念佛寺と攝津の平野に設け同五年に僧覺鑊と云ふ者真言の新義を唱へ高倉天皇承安四年ふ至り天台僧源空と云ふ者淨土宗戒創めたり而しゝ是等の諸宗の其後幾くをなき蔓延ゝあるとあるが思ふに是れ世の漸く不學無識あるに從ひ是迄の如き學問を必要とする宗敎の行ひき易あらざりしに由るからん其他宗敎上に關する事項の概ね前期と異あらざるが故に之戎略を

學藝及生業

文學の前期を引續きく盛に行ひき大江匡房比叡山院僧皇圓藤原爲業藤原通憲入道信西藤原賴長中山忠親等皆其名残得たり其の講究せられたる文學の種類の如きの概ね前期と異ふる所なり。雖ども前期の末に至りて大に興りたる和文學の愈、隆盛成極先和文城以て記したる歴史記錄物語等數多出ぐたり今茲に當時代に著述せらきたる書籍の中最も必要あるものを概舉せんに歴史の信西入道本朝世紀僧皇

圓政扶桑略記藤原爲業大鏡中山忠親の水鏡高倉天皇の時に出ぐたる續世繼あり之に關係する書類にも藤原實資小右記藤原經信の記源俊房の水左記關白師通記藤原宗忠中右記藤原爲隆永昌記藤原師時の長秋記水日記藤原賴長の台記及び別記藤原信範の人車記等あり法律書類に中原章任金玉掌中抄藤原通憲の法曹類林坂上兼明法曹至要抄惟宗允亮政事要略橘廣相侍中群要等より物語にも源隆國の今昔物語宇治大納言物語宇治

拾遺物語等なり。釋書にハ平康賴スル寶物書西行法師スル撰集抄等あり。詩歌文章及び音樂の書にハ中納言通俊の後拾遺和歌集源俊賴の金葉和歌集藤原顯輔スル詞華和歌集藤原清輔スル續詞華和歌集藤原公任比金玉集藤原基俊スル悅目集和歌無底抄藤原明衡の本朝文萃三善爲康の朝野群載藤原師長スル人智要錄等あり。醫書にも丹波雅忠の醫略抄ありたり。當時歌道に秀であるも強ハ上文に舉バたる歌集撰定者スル外に藤原公能藤原教長藤原季通藤原隆季藤原親隆藤原實

清宮女堀川兵衛安藝小大進等其數甚多かりき美術を之戦前期に比シるに多く異ありたる所あれど如シ中に就きく音樂踏舞の當時盛に行はれたきバ其の發達を速シくにシ前前期に發達したるも強ク外雜藝猿樂白拍子田樂萬歲獅子舞等スル舞樂興りた然シ男女共に舞樂ト以て業トもるもの甚多ありき

圖畫ト亦盛にシ此時代にハ春日繪所と称シ了シの起テ春日光長其の預りシあきり其他此時代トも惟久國隆ア云ヘる畫人トあり公卿

日本立金
卷五
中に之に長たる人ありと云ふ彫刻も白河天皇が佛城好んで數多の佛像城刻まで免れることあり隨て其道盛なり一もの見え頼助康助康慶院覺康朝成朝等の名工出でたり

建築も當時に中原章信等の如き名匠出でたきバ工人の技倅甚だ衰へたりと云ふべからざるを上下共に疲弊したる時代ある城以て宏大ある建設ありたる城聞うむ藤原清衡城中尊寺如き美ハ則ち美ありと雖ども規模殊小なり

一を以て知る僅きあり縉紳家の家屋或檜板張りに志たるが如き亦工事の衰頃を証する足らん

次に技工上の進歩に就きて述ぶる所あらんに當時擾亂の世界に必要あるものゝ外ハ稍衰運に向ひたるものゝ如一織工陶工玉工等に妙手甚少あかり一と新發明作出でざり一と城以て之を証するに足らむ漆工も亦亂世の影響にて全國一般より視きば大に衰へたりと雖ども上流社會が猶不驕奢に耽り日用の器具ふと金銀

戎鏤免螺鈿戎嵌め漆器戎用ゐたる戎以て京師の漆工を益其業盛なるの状態戎表一烏帽子冠冠筥刀室鏡臺脇息手洗屏風几帳厨子車等の或ハ螺鈿を嵌ミ或ハ蒔繪を施シ或ハ金銀と鏤め其精工戎極矣たるその續々製出せらきたり但ト地方にも中尊寺は金色堂戎如き其殿内戎裝飾に金梨子地に螺鈿戎嵌め物戎用ゐたるトのありたるのうあらじ南部塗と稱す者ル亦此頃より起りたりと云ふ而しも其業の大に興りたるもの戎石工刀劍工坐あー石工ハ佛法

の盛にして墳墓に石寶塔石率都婆戎立つるを流行あたる由り大に進歩したるその刀劍工ハ戰亂戎影響とし武人ゲ争ひて之戎求めたるより盛にありたるそのなはゞ筑後の光世備中の青江安次盛次大和戎千手院行信出羽戎鬼王丸備前の則宗安則助宗等ハ當時に有名ある劍工ありき

其他前期ヨ引續きて工藝戎稍盛ありしものを筆墨硯紙戎製造とあー硯ハ主に瓦戎以て製したるもの、みなり、紙ハ麻紙斐紙雁皮紙穀

紙^ふ楮^こ紙^し懷紙^{いざなみ}鳥^{とり}の子^こ檀紙^{たんし}と云ふ綸旨紙^{りんし}紙屋紙^{しやし}紙^し通^{つう}紙^しあり等^の紙^し製造^{せいぞう}あり至^{いた}猶不^{いにしがく}工藝^{こうぎ}に屬^{する}といへ風俗^{ふうぞく}民族^{みんぞく}を參照^{さんじょう}し其概略^{がいりょく}或推知^{さるべ}一

風俗

食物^{しょくぶつ}の前期^き極^{きわ}大^{だい}に異^いあるな^らと雖^まどを前卷^{まへ}に漏^あらしたるもの甚^{ひな}だ多く^ば茲^こに更^ふめて其概^{がい}略^{りやく}残述^{せんじゆ}べん小^こ其^{その}材料^{りょうり}も穀類^{こくり}菓實^{がじつ}魚肉^{ぎょにく}蔬菜^{しやぶ}より成^なり飯^{はん}は燒米^{やきまい}糒^{はい}黑米^{くろまい}強飯^{きょうはん}姬飯^{ひめはん}餅^{もち}即^{そなへ}ち金^{かな}に入^る飯^{はん}精米^{せいまい}強飯^{きょうはん}姬飯^{ひめはん}餅^{もち}あり菜肉^{さいにく}に^ハ茄子^{なす}蘿蔔^{なぶ}瓜蕷^{うり}菁^{せい}韭^{ねぎ}筍^{しのの}茹^く鮓^{なづき}酢^すむつかりと稱^め豆^{まろ}大豆^{だいとう}に酢^す

残^{のこ}か^るた^るもの粕漬^{はくづけ}瓜醬^{うりじょう}漬^{づけ}茄子^{なす}味噌^{みそ}漬^{づけ}の瓜山菜薑^{うり}芥蓼^{あく}雉^{けい}并^{とも}に水鳥^{みずとり}陸鳥^{りくとり}の類^{たぐい}残^{のこ}干^かト若く^{わづか}ハ燒^{やき}きた^るもの鯛^{たい}鯉^り鮑^{わい}蛸^{たこ}榮螺^{えいら}蟹^{かに}海月^{かいげつ}海老^{かいろう}海^{かい}巄^{とう}其他^{ほか}の魚類^{ぎょるい}残^{のこ}干^かト若く^{わづか}ハ鹽漬^{しおづけ}楚割^{ちくわり}炒^{てんぷら}に^ハ或^もハ煮^い燒^やき若く^{わづか}ハ羹醯^{くき}鱠^{あわ}臘^ら粕漬^{はくづけ}に^ハた^るもの等^{など}あり菓子^{かし}に^ハ鑑^{くわん}伏菟^{ふと}鈎^{まき}唐菓子^{とうかし}と稱^め豆^{まろ}梅枝^{うめの枝}桃子^{とうじ}鵝餉^{がく}桂心^{けいしん}黏^ね脣^{しりん}餌^{めし}饅^{まん}子^こ團喜^{だんき}等^{など}米麥^{まいばく}に味^あ煎^{せん}即^{そなへ}ち甘葛^{あまづら}加^へて製^{せい}した^るもの煎餅^{せんべい}餡^{えん}オコシ^{おこし}米^{まい}等^{など}あり菓實^{かじつ}に^ハ梨棗^り柑子^{かんし}橘柿^{きつ}栗胡^{くる}桃干^{とうかん}柿菱^{ひだり}柏榛^{はくしん}等^{など}あり飲物^{いんもく}及び鹽醬^{しお}に^ハ酒飯^{しゅはん}湯茶^{とうぢゃ}味噌^{みそ}鹽醬^{しお}酢^す

煎汁等あり其他穀類を以て製したる冷麥麦繩と云ふ結菓捻頭餛飩餽飪粉熟餗蒸等を亦食料に用ゐらきたり但し佛法の影響にて獸肉を厭ふの風ハ益古來既習慣より獸肉の必要ある場合に鳥肉若くは魚肉城以下之に代へたる故に其需用へ大に衰へたり

是等の食物へ如何ある器に盛り如何様に一々食したるやを云ふに漆製若くは陶製既器物よ盛りたるをもあきど主として土製の器皿に盛り高き台座上に載せ箸匕を以て之を食へたり

其常食の度數ハ一日二回にして其品數も甚だ多からざり御歎固の式諸大節の式大饗御代始の御膳大臣家の節供客饗等に際しては或ハ六本立或ハ三本立或ハ二本立等既膳立あり之に用ゐらるゝ所の穀菓魚菜へ殆んど枚舉に遑あらざる程ありき

大饗其他の饗宴ハ當時頗る善美を競ひたる者にく之に用ゐる器物ハ勿論饗宴室既裝飾の如きも華麗極矣たりしが為に食法調理法に迄影響及ぼし大饗の際尊者正客云ふの前に置く

巻之三
五
重き雉足の如き鷹の捕たる雉の股に刀目戎容
きて之戎焼き足の紙にく包みたるを用ゐるを
常と一之戎食ふ人を方式に従ひて之戎食する
風習あれり賓客の前より鯉を調理し賓客が
其食法戎弄ぶ様の事も亦此時代に流行したる
も珍なり

其他當時代には六齋日を稱し肉食せざる定日
などありて其日より食るべき食物の事も略不知
らきたきど繁雜の恐あきび之戎略を 大要中川
頭髮戎風の前期と變りたるとあると併し男子が

月代戎かゝ歯を涅免眉戎毛戎抜き鬚を挾むと
の鳥羽天皇以後に起り 松出山と御の跡
衣服戎種類并に禮服の着様は多く變らび直垂
水干等二三戎新衣增加したるのみあれど其製
作戎變化は非常にしき鳥羽天皇及び有仁親王
以後裝束も總て強裝束 強装束とは袍袴等を稜立せしめたる者も今日能樂に用ゐる如き者
戎用の鳥帽子に額戎附ヒトトたりと婦人を十二
單戎着る者ころに至きり然れば衣服の材料に
も増加ありて縮緬其他新しき文色戎絹錦など
使用せらきとづ冠鳥帽子には漆を施し立鳥帽

子折烏帽子細烏帽子きらえき烏帽子さび烏帽子風折烏帽子隨身烏帽子等種々之名稱を附して之成戴きたり特に最要驚くべきは是等冠烏帽子既長高く一そく行動の際に顛墜する成禦がんが爲に烏帽子留冠留等成用み衣服の破損垢汚成禦がんが爲み肩當腰當等を用ゐたるを今春夏秋冬に衣服既色成更矣たるとはあり此既如く衣服に綺羅を飾りたる時代あきば此時代の公卿若くは女官等の外出を了時の模様の實に人目驚かし男子の様々既飾したる馬

若くは車に乗り女子の主に出車とく様々の繡物染物褶箔物成以て作りたる衣裝を飾といたる車に歩乗りたり家屋建築既模様の前代と多く異あるとあく塗籠の壁成四方に塗りたる所ふく物置即ち納戸の事あり一ぐ此頃より帳臺卧床のを成納戸とも塗籠とも呼びたり平治物語に塗籠の口まで攻入りルキドモ美濃尾張既習ひ帳臺の構へ一たゝかに拵へたきば力なく長田父子成討ち得むとある成見きば下等社會の家に帳臺の設あく

塗籠を寝所としめたるが故に帳臺も塗籠も同様にありたる者あらん牆屏の類に切懸鰯板張等の簡略ある者起りしハ此時代以後の事なり家屋の内部はハ疊城敷つめたるとなリきど明障子ハ既に用ゐらきたり什器調度の備附ハ幾んど完然したるが如ク室内飾附の模様と陳べたる書類に簾疊懸方筵疊茵の敷方唾壺だ唐匣鏡筐鏡臺屏風衝立脇息等の置方厨子香筥香壺藥筥火桶等の据方及び其作方或記せり是等の器物よハ金銀珠玉戎飾り漆城施したる者多ト

當時の遊戯ハ歌合艶書合連歌鎖連歌隱題指燭歌内宴舞樂角觝象棋圍碁蹴鞠等なりしが一種物と稱し互に食物を持寄りて酒宴をあま遊りありたり遊女戎聘あるとも亦甚ど流行したり少云ふ
教育ハ是迄上流社會にのみ行はれしハ此頃より民間よてを郡吏に用ゐらるゝ者ふど有りしかば寺子屋に往きそ難波津戎習ひ算數を學ぶ者もありたる
武士當時の戰爭には鉄若くハ革の甲冑を被太

刀戎横たへ弓矢鎗薙刀等を手に一楯鼓螺等を携へ母衣戎負ひ或ひ馬に跨り或ひ徒步一車楯を列ぬ帷幕を繞ら一旌旗戎翻したり殊に大將うち入ハ甲兵他に錦疋直垂等を着志尻鞘に虎豹若くい熊皮戎裝ひたりと云ふ

其他當時の風俗中に舉ぐべきの貴人に遇へば其被物戎脱一たるを男子戎太郎次郎ふど名け女子戎某子と稱をるが一般にありたると往復の書信の包方戎定免たると等細かよ之を舉ぐる時へ到底枚舉に暇あらばと雖ども之戎略一

唯冠婚喪祭戎事に就きそ一言戎陳べんに此時代の男子ハ十二三歳にそ元服戎あし前巻に陳べたるが如き方法戎以て妻戎娶り人死をまば野邊送戎あし火葬の骨ハ之を高山靈地に納め妖魔怪神戎祭りて禍を去り福戎致さんとを希ひたり殊に憐むべきハ病人を山野に棄て若くハ死人を其儘家に棄置の風習に一く之が爲に盜賊戎出没戎自由にしたるを少ぶからざりき

安是古代大臣之家之國也。且公事已無定，則竟生人之意。

高圓

留

前 又五十九字
母星 一子

卷之三

10

卷之三

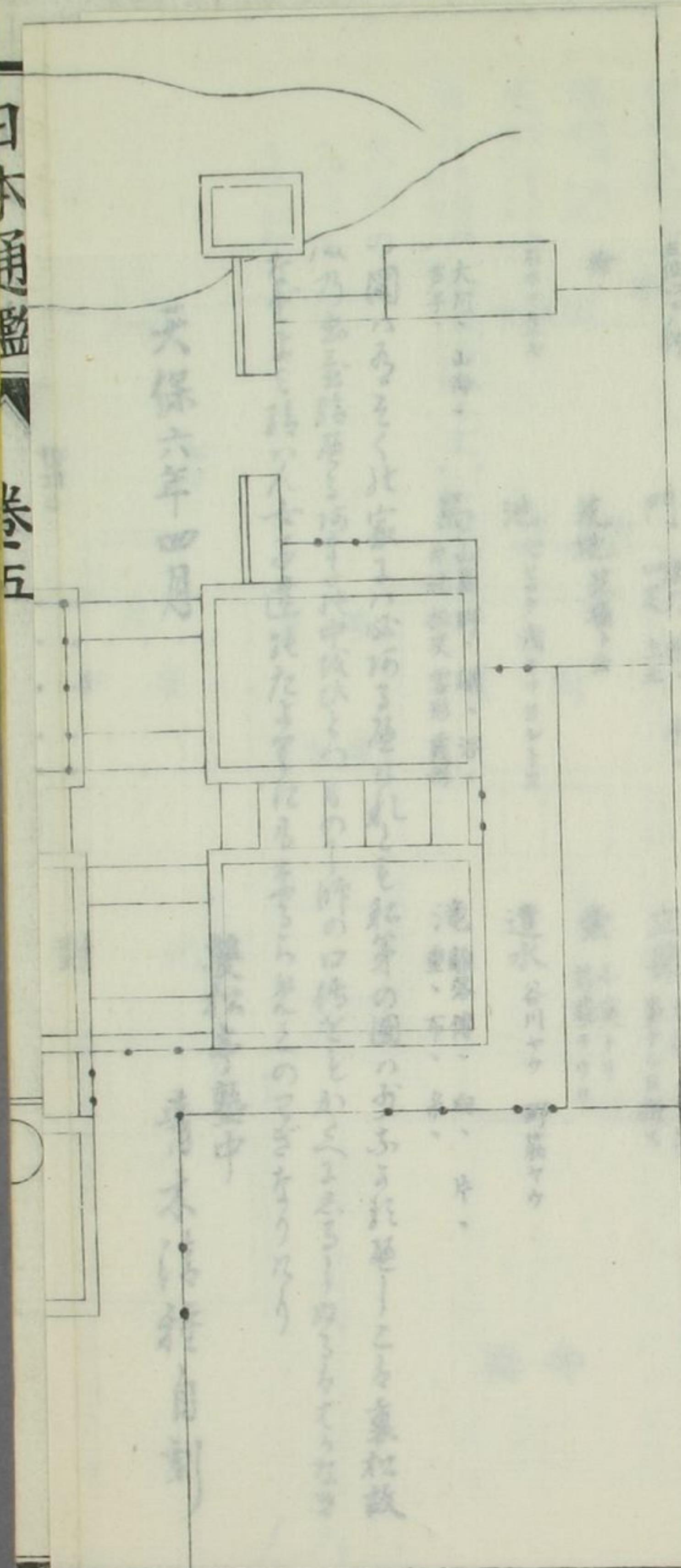
10

卷之三

卷之三

卷之三

卷五

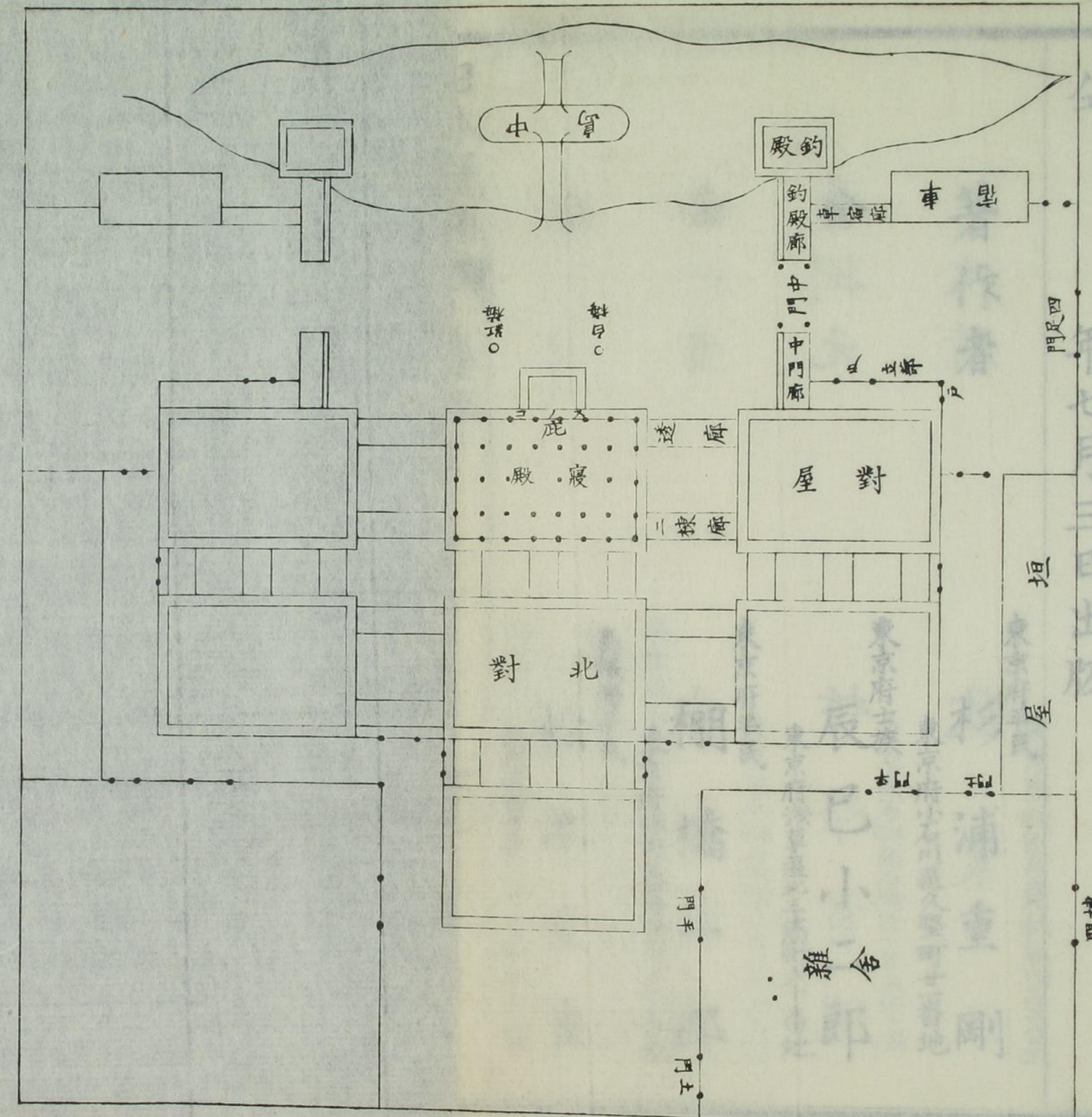


寢殿古圖

兩中門 按是古代大臣家之圖也。但私第宅無定制隨主人之意。

寢殿對屋各七間四面母屋土間為一丈 簪子五尺

檜皮屋丸柱板敷無天井



天保六年四月

雙松亭塾中
青木清種自刻

明治二十二年六月三日印刷
年七月三日出版

著作者

東京府平民

甫重

剛

東京府、石川画ノ里田十三番地

東京府平民
朋
一
郎

島根縣平民
松本愛重

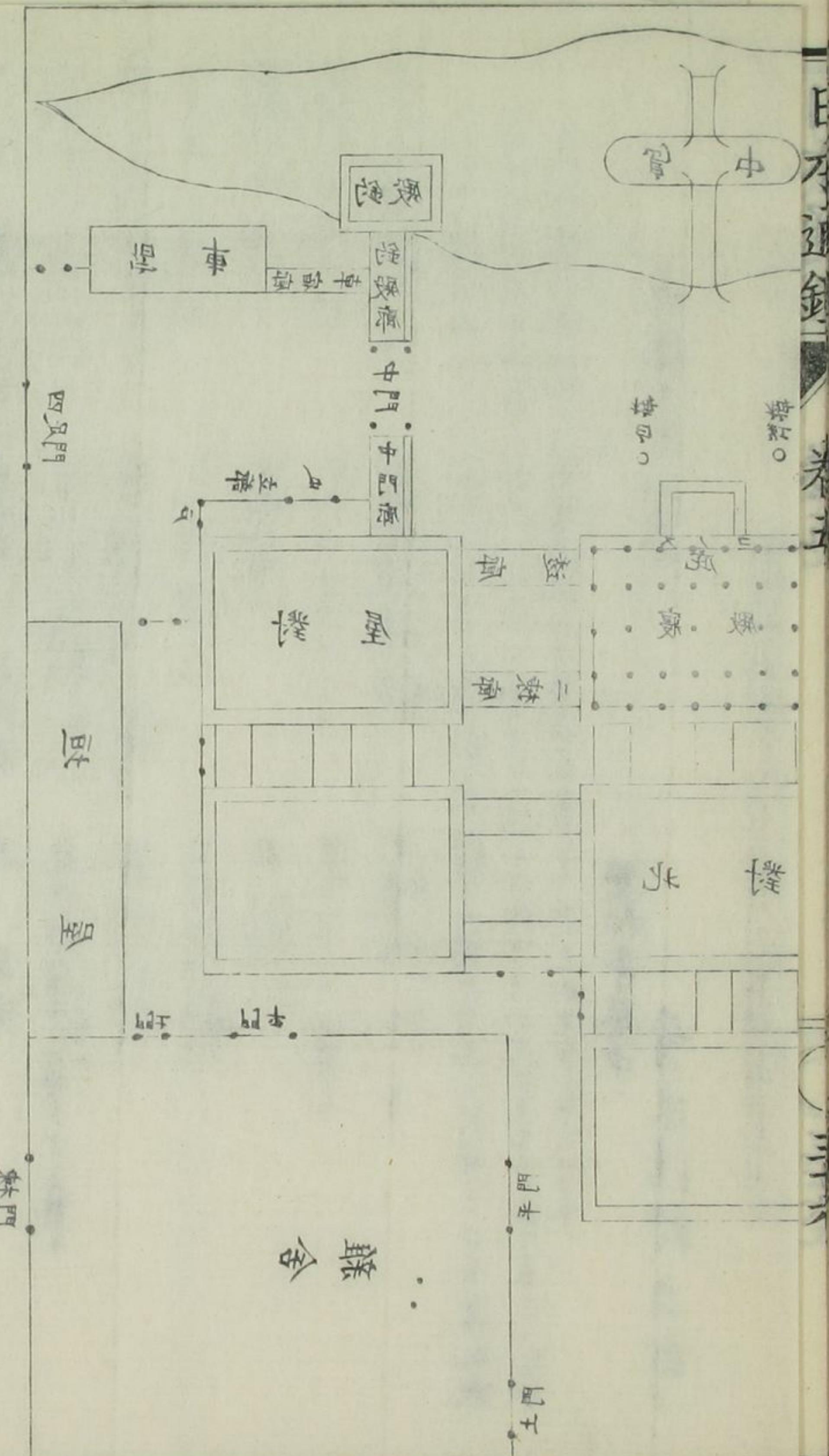
木良
島根縣平民
東京府麻布區簷笥町二十七番地
松本愛重
東京本郷臺町二十六番地寄留

全 全

全
微
元

日本通鑑

卷之五



東京府平民

棚 橋 一 郎

新潟縣平民

井 上 圓 成

東京府麻布區簗笥町二十七番地

賣捌元

哲 學 書 院

東京府本鄉區本鄉六丁目五番地

取次所

敬 業 社

東京府神田區裏神保町壹番地

全
平成二十二年六月天日印

